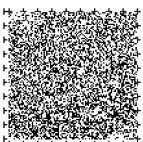


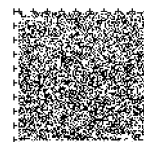
## 施策目標Ⅴ サービスを担う人材の養成・確保及びDXの活用

### 1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取組の充実

#### 現状と課題

- 障害者が、身近な地域で将来にわたり、安心して生活していくためには、障害福祉サービスや相談支援が適切に提供される必要があります。安定的にこれらのサービス等を提供するため、福祉サービス等を担う人材の安定的な確保・育成・定着を図る必要があります。
- 一方、少子高齢化による労働力人口の減少や、他の業種の求人状況の動向に影響され、介護サービスをはじめ福祉分野では、一般に他業界に比較して賃金が低い傾向にあります。また、有効求人倍率や離職率が高いため、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しく、各事業所において質の高いサービスを安定的に提供することは難しい状況にあります。
- 利用者本位の質の高い福祉サービスの提供のため、それらニーズに的確に対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことは喫緊の課題であり、サービス提供の根幹である福祉人材の確保・育成・定着は極めて重要です。
- 重度の障害者の在宅や施設での安定した生活を支えていくためには、たんの吸引等の医療的ケアや強度行動障害、重症心身障害児（者）への対応など、多様な障害特性に対応した適切な支援が提供できる人材等の養成・確保も重要となっています。
- 福祉サービスの仕事の意義や重要性について積極的な普及啓発を行うとともに、合同の就職説明会の開催や、職場研修の実施支援、離職防止に向けた相談支援など、人材確保に向けた取組や働きやすい職場環境の整備などへの支援を継続していくことが必要です。
- また、職場定着を促進するためには、資格・技能に応じたキャリアアップと処遇改善の仕組みが重要であり、資格取得や能力向上のための研修受講などへの支援を充実することが求められます。併せて、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うことが必要です。





## 介護関連職種の有効求人倍率



※ 各年度の有効求人倍率は、公共職業安定所における「有効求人数」を「有効求職者数」で除して得たもの（パートタイム（1週間の所定労働時間が通常の労働者に比し短い者をいう。）を含む常用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働者を除く。）をいう。）に限る。）。

※ 介護関連職種とは、福祉施設介護員やホームヘルパー等を指す。

（「職業安定業務統計」（厚生労働省職業安定局）より作成）

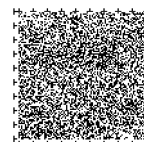
### 取組の方向性

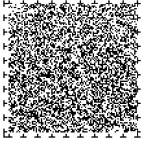
#### （普及啓発の実施）

- 福祉サービスの仕事の意義や重要性について、若年層はもとより多くの都民の理解を深めるため、「福祉の仕事イメージアップキャンペーン」など積極的な普及啓発を行うとともに、次世代の福祉人材を確保するため、高校生が参加する職場体験など、教育部門等とも連携を図っていきます。

#### （確保、定着支援）

- 東京都福祉人材センターにおいて、求人・求職相談及び求人事業所の開拓を行うほか、合同就職説明会の開催等、福祉業界への就職を支援する様々な取組を行っています。ま



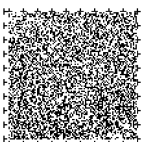


た、福祉事業従事者を対象とした相談窓口の設置やメンタルヘルス講習会の開催などにより、人材の定着を支援します。

- 福祉関係団体等が参画する協議体を設置し、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋げるとともに、学生から求職者まで幅広い層を対象に福祉の仕事を PR するなど、福祉人材の魅力を発信するムーブメントを創出します。また、福祉職場に関心のある方等に、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」(Web サイト)への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信します。
- また、地域住民や学生に対する介護・障害福祉の仕事の理解促進や、介護未経験者に対する研修支援、地域における若手職員等の交流会開催によるネットワーク構築等、区市町村が実施する障害福祉人材の確保に向けた取組への支援を行うことで、地域社会を支える障害福祉人材の確保・育成・定着を図ります。
- 職員宿舍の借上げに加え、福祉・介護職員の処遇改善のため、国が必要な見直しを講じるまでの間、地域差が大きく、生活の基盤である住居費などが高いことに着目し、福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する障害福祉サービス事業者を支援していきます。
- 未経験者を雇用し、居宅介護・重度訪問介護のヘルパーをサポートする人材の確保や、本採用に向け資格取得を目指す未経験者等に対する補助等を実施する区市町村の取組を支援することにより、訪問系サービス事業所における人材確保を支援します。

#### **(質の高いサービスを提供できる人材の養成)**

- サービス等利用計画、障害児支援利用計画が適切に作成される体制を整備するとともに、障害者等の意思決定支援に配慮し、多様な障害特性やライフステージに応じた相談支援が提供されるよう、着実に相談支援専門員の養成研修を実施します。
- 障害福祉サービス事業所を運営する法人責任者及び管理者等に対し、職場の環境改善や人材マネジメント能力の向上につながる経営管理研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。
- グループホームについては、小規模法人の運営する小規模なグループホームが多く、職員の経験も浅いことなどから、利用者への支援を行う際に必要となる知識を習得するための研修を実施し、グループホームのサービスの質の向上を図ります。



- 独自に研修実施が困難な小規模な事業所等に対しては、講師派遣等の支援を行うほか、小規模法人が運営する場合が多いグループホームについても、地域のネットワーク化を図り、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化を支援します。
- サービスの直接の担い手であるホームヘルパーや同行援護従業者、行動援護従業者等については、養成研修事業者・研修事業の審査、指定を的確に実施し、質の高い福祉人材の養成を図ります。また、障害福祉サービス事業所等で働く職員による介護福祉士や精神保健福祉士等の国家資格取得を支援していきます。
- これらに対して、障害福祉サービス事業所等が、職員の専門性の向上を図るため研修等を受講させる場合に、事業所等に受講期間中の代替職員を派遣することで、職員の研修等への参加を促進し資質向上を図ります。
- 障害者支援施設等における利用者の高齢化・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、理学療法士等の専門職等を派遣し、施設の職員全体の支援力強化を図ります。
- また、重度・高齢化が進む入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を推進するため、対象施設へのリハビリ職員の配置を促進し、支援の質の向上を図ります。

## コラム 職員の定着や資質向上を図るための取組例

### (障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業)

都では、障害福祉サービス事業所等を運営する法人の管理者等を対象に、労務管理や人材育成等、マネジメントに必要な知識を習得するための「障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業」を実施しています。

令和5年度からは、研修等で学んだ基礎知識を実際の現場での取組に繋げるため、令和4年度に実施した都内障害福祉サービス事業所・施設等への実態調査を基に、人材育成・定着の取組に関する好事例を収集しホームページや動画配信形式のセミナー等で情報発信をしています。今後も、現場が抱える課題に応じた効果的な支援を行っていきます。

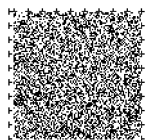
令和4年度 障害福祉サービス等人材育成・定着支援事業

東京都内障害福祉サービス事業所・施設等の  
障害福祉人材の育成・定着に向けた  
実態調査及び課題分析  
アンケート結果概要

 次世代を担う職員の育成 <b>育成</b>	 職員もチームも 成長できる職場づくり <b>定着</b>	 入職前後の ミスマッチ防止 <b>採用</b>
---	---	--

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課

障害福祉の人材育成・定着  
好事例集 リンク先  
(福祉局ホームページ)



## 主な施策

### <普及啓発の実施>

#### ■福祉人材センターの運営事業〔福祉局〕

##### (1) 無料職業紹介事業

福祉分野における無料職業紹介事業を始め、大規模合同就職説明会やセミナー等、福祉人材確保のための様々な取組を行っています。

##### (2) 次世代の介護人材確保事業

中学・高校への訪問セミナーや、次世代を担う高校生を対象とした福祉施設での職場体験を実施するとともに、小中高校の教員に福祉の仕事の魅力や重要性を伝える動画を発信し、福祉の仕事に対する興味関心を高めていきます。

##### (3) 人材定着・離職防止相談支援事業

社会福祉従事者の様々な悩み・不安の相談を受け付ける相談窓口を設置し、離職防止等を図ります。

##### (4) 事業所に対する育成支援事業

小・中規模の事業所における職場研修の実施を支援するため、講師派遣や研修アドバイザーによる相談・助言を行います。

#### ■福祉の仕事イメージアップキャンペーン〔福祉局〕

福祉人材の確保を図るため、若年層はもとより幅広い世代に福祉の仕事の魅力を発信する普及啓発キャンペーンを実施します。

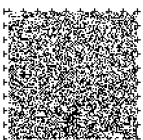
### <確保、定着支援>

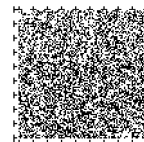
#### ■【新規】福祉人材確保対策の推進〔福祉局〕

福祉関係団体等が参画する協議体を設置し、福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋げるとともに、福祉人材の魅力を発信するムーブメントを創出します。

#### ■（再掲）障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業〔福祉局〕

職員住宅の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進します。





### ■ 東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信〔福祉局〕

福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」(Web サイト)への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信します。

### ■ 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業〔福祉局〕

人材育成、キャリアパス、ライフ・ワーク・バランス等、働きやすさの指標となる項目を明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を策定し、これを踏まえた職場づくりに取り組み、「働きやすい福祉の職場宣言」を行う事業所の情報を公表することで、働きやすい事業所の「見える化」を促進し、福祉人材の確保を推進するとともに、福祉業界全体の職場環境の向上を図ります。

### ■ 【新規】障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所支援事業〔福祉局〕

障害福祉の現場における人材確保・定着に向け、職員が継続して働くことができる環境整備を行う事業所等の取組を支援するため、中小規模事業者に対し専門家を派遣し、業務効率化やDX化推進による職員の負担を軽減するための個別支援を行います。

また、職員採用や人材育成を効果的に行うため、共同で採用活動や人材育成を行う法人のグループに対し、専門家を派遣し、人材確保・育成に向けた取り組みについて助言を行います。

### ■ 【新規】障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業〔福祉局〕

福祉・介護職員に対して居住支援特別手当を支給する事業所を支援することで、離職を防止し、今後のニーズの増加に応じた人材の確保・定着を図ります。

### ■ 【新規】福祉の仕事就業促進事業〔福祉局〕

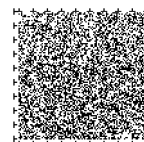
職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進します。

### ■ 【新規】障害福祉分野就職支援金貸付事業〔福祉局〕

他業種から障害福祉分野への参入を促進するため、初任者研修以上の研修を修了した者で、障害福祉を主たる業務として就労した者又は就労を予定している者に対し、支援金を貸し付けます。

### ■ 【新規】福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業〔福祉局〕

福祉系高校修学資金を借り受けたが、介護分野を除く障害福祉分野等に就職した場合に、福祉系高校修学資金の返還に充てる資金を貸し付けます。



### <質の高いサービスを提供できる人材の養成>

#### ■ 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業〔福祉局〕

在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するとともに、たんの吸引等の業務を行う事業者及び従業者の登録等を実施し、医療関係者との連携の下で安全に、たんの吸引等の提供ができる体制を整備します。

#### ■ サービス管理責任者研修（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図ります。

#### ■（再掲）精神障害計画相談支援従事者等養成研修事業〔福祉局〕

指定特定相談事業所等に対して、精神障害者に対する地域移行支援等の基本的知識及び技術の習得等に資する内容の研修を行い、地域移行・地域定着を担う事業所の資質向上と拡大を図ります。

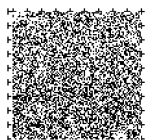
#### ■ 障害支援区分認定調査員等研修（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

自立支援給付に係る障害支援区分調査及び市町村審査会における審査判定業務に際して、全国一律の基準に基づき、障害支援区分認定における客観的かつ公平・公正な調査及び審査判定等を実施するために必要な知識、技術を習得及び向上させます。

- （１）障害支援区分認定調査員研修
- （２）市町村審査会委員研修
- （３）主治医研修

#### ■ グループホーム従事者人材育成支援事業〔福祉局〕

グループホーム従事者に対し、適切な支援等の研修を実施することで、虐待防止とサービスの質の向上を図ります。



## ■ ホームヘルパー養成研修事業〔福祉局〕

### （１）重度訪問介護従業者養成研修

重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を有する重度訪問従業者の養成

### （２）同行援護従業者養成研修

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を有する同行援護従業者の養成

### （３）行動援護従業者養成研修

知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を有する者に対する行動時の危険回避の援護、外出時の移動中の介護等に関する知識及び技術を有する行動援護従業者の養成

### （４）居宅介護職員初任者研修

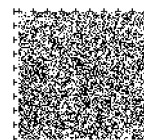
障害者（児）の多様化するニーズに対応した専門的な知識・技術を有する居宅介護職員の養成

### （５）居宅介護従業者基礎研修

障害者（児）の多様化するニーズに対応した基礎的な知識・技術を有する居宅介護従業者の養成

## ■ 難病患者ホームヘルパー養成研修〔保健医療局〕

難病患者等の多様なニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、既存のヘルパー研修を修了（履修中を含む。）した者（及び介護福祉士）に対し、東京都が指定する民間団体等の研修により、必要な知識や技能の習得を図ります。





## ■ ガイドヘルパー養成研修事業〔福祉局〕

### (1) 視覚障害者移動支援従業者養成研修

視覚障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成

### (2) 全身性障害者移動支援従業者養成研修

全身性の障害者（児）の外出時の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成

### (3) 知的障害者移動支援従業者養成研修

知的障害者（児）の移動の介護に関する知識及び技術を有する移動介護従業者の養成

## ■ 職業能力開発センターにおける介護従事者等の養成〔産業労働局〕

福祉サービス需要の高度化・多様化に対応するために、職業能力開発センターの「介護サービス科」等を充実し、介護従事者の確保と資質の向上を図ります。

## ■ 現任障害福祉サービス等職員資格取得支援事業〔福祉局〕

障害福祉サービス事業所等で働く職員が、国家資格を取得する際にかかる経費の一部を補助することにより、職員の育成及びサービスの質の向上を図ります。

## ■ 代替職員の確保による障害福祉従事者の研修支援事業〔福祉局〕

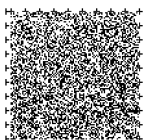
都内の障害福祉サービス事業所等が職員の専門性の向上を図るため研修等を受講させる場合に、受講期間中の代替職員を派遣することで、福祉・介護職員の資質向上を図ります。

## ■ 障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業〔福祉局〕

事業者が新卒者等の経験の浅い常勤職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援することで、職員の確保・定着を図ります。

## ■ 区市町村障害福祉人材確保対策事業〔福祉局〕

区市町村が実施する障害福祉人材確保に向けた取組への支援を行うことで、地域社会を支える障害福祉人材の確保・育成・定着を図ります。



## ■ 社会福祉等に係る研修の充実〔福祉局〕

### （１）行政機関職員研修

対象：生活保護行政等（及び社会福祉行政）に従事する職員

内容：今日的課題についての理解

### （２）人権研修

対象：公私（都及び民間）の社会福祉事業従事者

内容：人権についての正しい理解と認識

### （３）民生児童委員研修

対象：新任及び現任の民生・児童委員

内容：人権についての正しい理解と認識

## ■ 東京都立大学健康福祉学部の運営〔総務局〕

高齢化社会の進展に伴う保健医療に対する需要に応え、より高度な専門知識と柔軟な応用力を備えた資質の高い保健医療職を育成する。

## ■ 障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修事業〔福祉局〕

障害福祉サービス事業所等を運営する法人責任者及び管理者等に対し、人材マネジメント等の研修を実施することで、事業所における職員の定着や資質向上を図ります。

## ■（再掲）障害者支援施設等支援力育成派遣事業〔福祉局〕

障害者支援施設等において、高齢・重度化や強度行動障害等への対応力を向上させるため、各施設へ専門職等を派遣し、施設の支援力強化を図ります。

## ■ 福祉・介護職員処遇改善加算取得促進事業〔福祉局〕

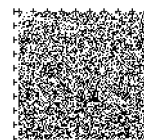
福祉・介護職員処遇改善加算等の取得に係る事業所への助言・指導等により、事業所における加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得を促進することで、職員の確保及び定着を図ります。

## ■（再掲）相談支援従事者研修（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図ります。

## ■（再掲）グループホーム地域ネットワーク事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業）〔福祉局〕

地域のグループホーム同士がネットワークを構築し、職員の人材育成やグループホーム相互の連携強化等を進めることで、援助の質の向上を図ります。



■（再掲）障害者虐待防止対策支援事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、障害者虐待防止法に基づく都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を適切に果たすとともに、区市町村障害者虐待防止センター担当職員や障害者福祉施設従事者等の支援体制の強化等を図ることを目的として、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修等の事業を実施します。

■（再掲）聴覚障害者への情報支援のための人材養成（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、要約筆記の指導を行うことにより要約筆記者を養成し、もって聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

（中途失聴・難聴者コミュニケーション事業）

■（再掲）失語症者向け意思疎通支援者養成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

失語症のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、失語症者向け意思疎通支援者の養成を図ります。

■（再掲）盲ろう者通訳・介助者の派遣及び養成（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者の養成研修を行う講習会等に対し補助を行います。

■（再掲）点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

点訳・朗読に関する知識と経験を有する者に対し、指導方法、専門点訳技術等を指導することにより、指導者養成及び専門点訳奉仕員等を育成し、視覚障害者福祉の増進を図ります。

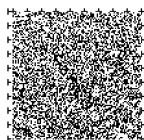
（内容）

点訳奉仕員指導者養成

朗読奉仕員指導者養成

専門点訳奉仕員養成（英語、理数、楽譜、触図、コンピュータ）

修了者研修会



■（再掲）音声機能障害者発声訓練指導者養成事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

音声機能障害者に対する発声訓練の指導者を養成し、音声機能障害者のコミュニケーション手段の確保を図るとともに、社会復帰を促進します。

■（再掲）障害者就労支援体制レベルアップ事業（従事者研修）〔福祉局〕

区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識・情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行い、就労支援に従事する人材の資質・能力の向上を図ります。

■ 東京都障害者ピアサポート研修事業〔福祉局〕

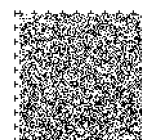
質の高いピアサポート活動実現に向け、ピアサポーターとして従事する者や、障害福祉サービス事業所等の管理者等に対し研修を行います。

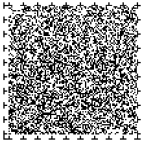
■【新規】訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業〔福祉局〕

高齢者・大学生等の介護未経験者等を雇用し、居宅介護・重度訪問介護のヘルパーをサポートする人材を確保し、これらの人材の資格取得を支援する区市町村の取組を支援します。

■ 障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員配置促進事業〔福祉局〕

重度・高齢化が進む入所施設における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を推進するため、対象施設へのリハビリ職員の配置を促進し、支援の質の向上を図ります。





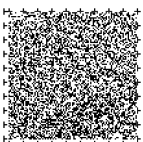
## 2 障害福祉サービス事業所におけるDXの活用

### 現状と課題

- 近年、社会のあらゆる分野において、デジタル機器等を活用した業務の効率化・生産性の向上を目指すDXが加速しています。
- 東京都では、令和2年度に策定した「『未来の東京』戦略」において、行政手続、行政相談など都民サービスの利便性の向上を図るため、様々な手続のDXに関する戦略を定めています。これに基づき、障害福祉分野では、SNSやオンラインを活用した情報発信などサービス・利便性の向上や、電子カルテ・デジタル機器の導入経費の補助等、民間事業者の負担軽減に資するDXの取組を進めています。
- 障害福祉サービス事業所等においても、サービスの質や生産性の向上に向けて、積極的にデジタル技術の導入を取り入れていくことが求められています。
- 福祉分野では、有効求人倍率や離職率が高いなど、人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しい状況にあるため、福祉人材の職場定着を促進するためにも、職員の処遇改善等による職場環境の改善とともに、DXの積極的な導入を図っていくことが必要です。
- また、障害福祉サービス事業者等に対する東京都の指導検査の実施に当たっても、指導検査に必要な文書の事前提出や当日準備、実地指導における当日対応などの事業者の負担を軽減する必要があります。[再掲]
- 精神科救急医療に係る各種調整において、郵送や交換便、FAX等により書面のやり取りを行っていますが、業務負担や紛失リスクがあり、これらを低下させる必要があります。

### 取組の方向性

- 障害福祉分野における業務の負担軽減や生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等におけるデジタル技術やデジタル機器、ロボット介護機器等の導入を支援します。
- 専門家を派遣して、中小規模事業者に対する業務効率化やDX化の個別支援や、共同で採用活動や人材育成を行う法人グループに対する助言等を行うことにより、障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所の取組を支援していきます。
- また、事業所内でDXを推進するリーダー職員の育成を支援することにより、事業所の継続的な生産性向上の取組体制を確保していきます。



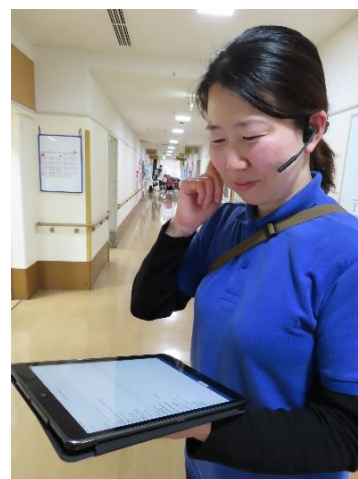
- 障害福祉サービス事業者指定申請の説明会予約から事業計画・指定申請等をワンストップで手続可能となる新たなシステムを構築し、事業者の事務負担を軽減していきます。
- 指導検査に係る事業者及び行政双方の事務負担の軽減と利便性の向上を図るため、書面による業務プロセスを大幅に見直すなど、デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査を推進していきます。〔再掲〕
- 精神科の入院に関する業務をDX化することにより、東京都と医療機関との手続の迅速化、業務負担の軽減や個人情報紛失リスクの低下等を図ります。〔再掲〕

## コラム デジタル技術等の活用（社会福祉法人あいのわ福祉会 竹の塚あかしあの杜）

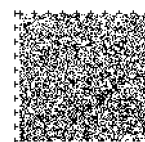
竹の塚あかしあの杜（障害者支援施設）では、「障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業」の補助申請を行い、見守り支援機器や無線インカム等の情報共有機器、実績記録と請求機能が連動した記録作成支援ソフトなどを導入しました。

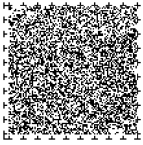
見守り支援機器の導入により、支援員室において夜間の利用者の睡眠状態の把握が可能になるとともに、支援員や看護師が無線インカムで相互に連絡を取り、連携が強化される等、期待通りの効果を得ています。また、無線インカムとナースコールの連動により、場所を問わず利用者からのコールに応答可能となり、利用者と支援員の双方が安心できる施設運営に繋がっています。さらに、記録作成支援ソフトの導入によって、入所、通所、医務、事務部門で情報共有し、連携が強化されました。また、利用者支援中の記録が実績記録や連絡帳に自動で反映し、請求システムと連動することにより、記録から請求に至るまでの業務効率が大幅に向上しました。

今後も機器導入効果を検証しつつ、職場環境の改善を促進し、働きやすく過ごしやすい施設づくりを進めていきます。



DXを活用した情報共有の状況





## 主な施策

### <障害福祉サービス事業所におけるDXの活用>

#### ■（再掲）障害者デジタル技術支援総合基盤整備事業（東京都地域生活支援事業）〔福祉局〕

障害者に対するデジタル技術利用相談支援を実施するとともに、区市町村の障害者デジタル技術活用支援体制を整備するために、区市町村職員等を対象とした研修を実施し、もって障害者の自立と社会参加促進に資します。

- （１）デジタル技術に関する利用相談・情報提供
- （２）デジタル技術活用支援者養成研修の実施

#### ■（再掲）【新規】障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所支援事業〔福祉局〕

障害福祉の現場における人材確保・定着に向け、職員が継続して働くことができる環境整備を行う事業所等の取組を支援するため、中小規模事業者に対し専門家を派遣し、業務効率化やDX化推進による職員の負担を軽減するための個別支援を行います。

また、職員採用や人材育成を効果的に行うため、共同で採用活動や人材育成を行う法人のグループに対し、専門家を派遣し、人材確保・育成に向けた取組について助言を行います。

#### ■ 障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業〔福祉局〕

障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため、障害者支援施設等におけるデジタル技術等導入を支援します。

#### ■【新規】障害福祉サービス等DX推進人材育成支援事業〔福祉局〕

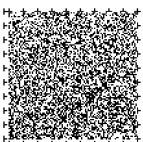
DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置し、リーダー職員の育成や手当の支給を行う事業者を支援することで、障害福祉サービス事業所等が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保します。

#### ■【新規】精神科入院業務手続のDX化〔福祉局〕

各病院における業務負担の軽減や個人情報紛失リスクの低下等を図るため、精神科医療に係る各種調整におけるやり取りをオンライン化するためのシステムを構築します。

#### ■ 障害福祉サービス事業者指定申請システムの開発〔福祉局〕

利用者にサービスを提供する事業者の事務負担を軽減し、利用者支援により注力できるようにするため、指定申請の説明会予約から事業計画・指定申請・変更届・更新届・廃止届等をワンストップで手続可能な新たなシステムを構築します。



### 3 障害特性に応じた支援のための人材の確保と養成

- 重度の障害者の在宅や施設での安定した生活を支えていくためには、たんの吸引等の医療的ケアや強度行動障害、重症心身障害児者への対応など、様々な障害特性に対応した適切な支援が提供できる人材等の養成・確保が重要です。

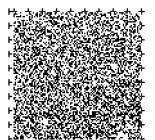
#### (1) 重症心身障害児者

##### 現状と課題

- 都内看護師及び准看護師の有効求人倍率は、令和4年度は2.85倍と、全国平均の2.20倍を上回っており、人材の確保が困難な状況です。このような状況の中で、重症心身障害児者の障害特性に応じた支援を提供できる看護人材の確保・養成の促進を図ることが課題となっています。

##### 取組の方向性

- 重症心身障害児者の日中活動の場である通所施設（医療型）やショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師等を受入促進員として配置することで、医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児者を安全かつ安定的に受け入れるための体制を整備し、適切な療育環境の確保を進めます。[再掲]
- 重症心身障害児者施設等で働く看護師に対し、経験に応じた専門研修を実施してレベルアップを図るとともに、認定看護師資格取得の機会の提供を行い、看護人材の育成と定着を促進していきます。
- 重症心身障害看護の特徴や魅力を発信し、都内の療育センターの人材確保に資するために、看護大学や看護専門学校において説明会を実施し、人材確保を促進していきます。
- また、在宅の重症心身障害児者の健康を支える上で重要な役割を果たす訪問看護ステーションの看護師について、在宅での呼吸管理や栄養管理等に関する研修及び訪問実習を行います。





## 主な施策

### <重症心身障害児者>

#### ■（再掲）小児等在宅医療推進研修事業〔保健医療局〕

小児の在宅医療に関する研修を実施することで、小児等在宅医療を担う人材の育成・確保を図ります。

#### ■（再掲）小児等在宅医療推進事業（区市町村在宅療養推進事業）〔保健医療局〕

区市町村が地域の実情に応じて実施する小児等在宅医療の提供体制の整備に当たり、関係各部署、関係職種及び関係機関と連携して実施する取組等を支援します。

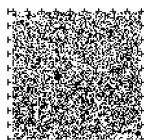
#### ■ 重症心身障害児施設における看護師確保対策事業〔福祉局〕

重症心身障害児者施設等で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児者への支援の充実を図ります。

#### ■（再掲）重症心身障害児等在宅療育支援事業〔福祉局〕

在宅重症心身障害児者等の健康の保持、安定した家庭療育の確保を図るため、専門医等による健康診査及び看護師等による在宅看護サービスを提供するとともに、NICU等に入院している重症心身障害児等について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児等とその家族への早期支援や相談等を実施することなどにより、重症心身障害児（者）等の支援の充実を図ります。

- （１）重症心身障害児在宅療育支援センターの設置
- （２）訪問看護及び訪問健康診査
- （３）在宅療育相談
- （４）訪問看護師等育成研修
- （５）在宅療育支援地域連携会議の開催



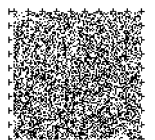
## (2) 医療的ケア児

### 現状と課題

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、引続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が増加しています。医療的ケア児の在宅生活を支えるサービスの充実に積極的に取り組む必要があります。[再掲]
- 令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえ、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に関する相談支援や情報提供のほか、支援や調整を行うことができる人材の養成・確保が必要です。
- 医療的ケア児を受け入れるための環境整備を行った短期入所事業所や訪問看護ステーションへの設備整備費補助や通所事業所への施設整備費補助、訪問看護ステーションにおける人材育成研修を実施する等、一層の受入拡充を進める必要があります。[再掲]

### 取組の方向性

- 医療的ケア児に対する支援や調整を行える人材を養成・確保するため、地域の障害児支援事業所や保育所等において医療的ケア児等への支援に従事できる医療的ケア児等支援者や、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターの養成研修を実施します。さらに、養成研修修了後も医療的ケア児等コーディネーターが地域でその役割を十分担えるようフォローアップを進めます。
- また、医療的ケア児の対応ができる訪問看護ステーションの拡充を図るため、看護技術や同行訪問等の研修を実施していきます。
- 医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターにおいて相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。[再掲]
- 加えて、民間の事業所に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児の支援体制の整備を促進します。[再掲]



## 主な施策

### ＜医療的ケア児＞

#### ■（再掲）医療的ケア児に対する支援のための体制整備事業〔福祉局〕

医療的ケア児等の支援に携わる関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児等コーディネーターの養成及び障害児通所支援施設において医療的ケア児等に対応できる看護職員を育成するための研修を行い、在宅の医療的ケア児等に対する支援体制を整備します。

#### ■（再掲）医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業〔福祉局〕

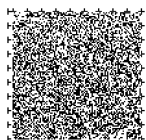
訪問看護ステーションの職員に対する研修の実施及び医療的ケア児の受入れに係る経費を補助し、医療的ケア児の対応ができる訪問看護ステーションを拡充します。

- （１）訪問看護における医療的ケア児に対応する看護職員研修
- （２）医療的ケア児受入経費補助

#### ■（再掲）医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業〔福祉局〕

民間事業所等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの地域における活動の定着を図り、医療的ケア児等の支援体制の整備を促進します。

- （１）区市町村における医療的ケア児等支援の基盤整備に係る業務
- （２）サービス等利用計画策定前の業務



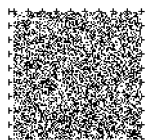
### (3) 強度行動障害を有する障害者

#### 現状と課題

- 強度行動障害を有する障害者については、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じることがあり、障害福祉サービス事業所等での受入れが消極的になるなど、適切なサービスが受けられないケースがあります。また、強度行動障害に対し、支援者に正しい知識が無く不適切な支援が行われた結果、障害者虐待につながってしまう恐れがあることも指摘されています。[再掲]
- 強度行動障害を有する障害者が安定した日常生活を送ることができるよう、関係機関との連携を図りつつ、障害特性の理解に基づきニーズに応じた適切な支援を行う必要があります。また、強度行動障害を有する障害者の受入れを促進するための基盤整備の推進や、事業所職員等の専門性を強化し適切な支援を提供するための体制整備が求められます。[再掲]
- 児童期に保育所や教育機関等で適切な支援ができるよう、保育所等訪問支援等による指導・支援も行っていくことが求められます。
- 強度行動障害を有する障害者はもとより障害児についても、児童期から早期に障害児通所支援等で適切な支援ができるよう、要となる職員の育成やチームによる支援を進めていくことが求められます。

#### 取組の方向性

- 強度行動障害を有する障害者・障害児に対し適切な支援を行うとともに、事業及び適切な支援計画を作成することができる職員を育成するため、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を着実に実施します。
- 地域における強度行動障害を有する者の支援体制の強化のため、発達障害者支援センターに広域的支援人材を配置し、各施設の中核的人材に対し助言を行います。[再掲]
- また、児童期から適切な支援を提供できるよう、児童発達支援センターの機能強化を図り、地域の事業所等への研修など、地域における障害児支援の質の向上を図っていきます。
- 障害福祉に関する研修には、保育士など障害分野以外からの参加者も受け入れる等、障害児支援につながるネットワークづくりを進めていきます。[再掲]



## 主な施策

### <強度行動障害を有する障害者>

#### ■（再掲）強度行動障害支援者養成研修（東京都地域生活支援促進事業）〔福祉局〕

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員等の人材育成を進めます。

- （１）強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- （２）強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

